

青森大学留学生支援センター規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という。）入学者選抜・継続支援管理委員会（以下「委員会」という。）規程第3条第4項の規定に基づき、青森大学留学生支援センター（以下「センター」という。）を置き、本学の留学生の支援等に関して審議し、留学生の支援及び管理等を円滑に行うことを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生の在籍管理に関すること。
- (2) 留学生の学生生活全般に関すること。
- (3) 留学生の授業及び日本語の支援等に関すること。
- (4) 留学生の各種奨学金の支援等に関すること。
- (5) 留学生のキャリア支援に関すること。
- (6) その他留学生支援において議長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員

2 必要に応じて、センターに顧問を置くことができる。

(センター員の任命及び任期)

第4条 前条第1項第3号のセンター員は、学長が任命する。

2 前項のセンター員の任期は4月1日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター員の任期は前任者の残任期間とする。

(センター長及び副センター長)

第5条 センターにセンター長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 センター長は、センター会議を主宰し、その議長となる。
- 3 センターに副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、学長が指名する者をもって充てる。
- 5 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 第3条第2項の顧問は、学長が任命する。

2 顧問は、センターの運営が円滑に遂行されるよう、第3条第1項に掲げる構成員に助言等を行う。

3 顧問の任期は、センター員に準ずる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、経営戦略局学生課において処理する。

附 則

この規程は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。